

令和４年度
新たな資源管理システム構築促進事業のうち国際資源の管理体制構築促進事業のうち
輸入まぐろ類流通管理事業 成果報告書

（受託者）

住 所	東京都新宿区市谷田町２－３ 守ビル２階
氏 名	株式会社マイトベーシックサービス
代表取締役	山形 和弥

住 所	東京都千代田区麴町3-4-3 シエルブルー麴町４F
氏 名	一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構
代表理事会長	魚住 雄二

1. 事業の実施状況

ア 調査項目及び調査対象

令和４年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち国際資源の管理体制構築促進事業のうち輸入まぐろ類流通管理事業仕様書に基づき事業を実施した。

イ 事業実施期間

令和４年４月１日～令和５年３月３１日

ウ 事業の成果（又はその概略）

- 1) 株式会社マイトベーシックサービス（以下 MYT と略）は、IUU（違法、無報告、無規制）漁船による違法漁獲物を排除するポジティブリスト調査のために、各地域漁業管理機関作成の正規許可船・蓄養場リストの更新を随時反映させる、ポジティブリスト一括検索システム（「まぐろ類正規許可船・蓄養場検索システム」；通称“漁船くん”）を独自に開発している。

週２回の冷凍まぐろ類事前申請受付時（紙ベース）と、月曜日から金曜日まで毎日の NACCS 貿易管理サブシステムを活用した電子申請内容の確認時には、この“漁船くん”を使用して漁獲漁船名と、ポジティブリストおよび IUU 漁船リストの照合を行った。

事前申請時には、水産庁が提出を求めている各種証明書類が添付されているかの確認、各証明書間の相違の有無の確認等も併せて行った。

冷凍まぐろ類の事前申請件数は近年増加の傾向にあり、令和４（2022）年度の紙ベースの申請は、証明書まぐろの申請が 2,586 件、証明書まぐろと非証明書まぐろを同時に申請する「混じり」の申請が 743 件、非証明書まぐろの申請が 3,236 件あり、合計では 6,565 件あった。また、NACCS 貿易管理サブシステムを活用した電子申請も今年度は増加の傾向にあり、令和４年度は証明書まぐろの申請が 939 件、非証明書まぐろの申請が 1,350 件あり、合計では、2,289 件あった。紙ベースの申請と電子申請の合計は、8,854 件となった。今年度は、きはだ

まぐろ等の申請である非証明書まぐろの申請が証明書まぐろの件数より多く、また1件の申請につき1隻から33隻と多い申請もある。紙申請は1日の申請数が194件と多い日もあった。

週2回の申請日に2～3名が水産庁に赴いて作業に当たっているが、今年度もコロナウィルス感染拡大防止のため1日の作業時間を決め、申請件数に応じて翌日も作業を行うようにした。NACCS 貿易管理サブシステムを活用した電子申請内容の確認時には、電子申請の件数の増加に伴い、この作業を行える者は全5名いるが、毎日の作業に当たるものを2名から3名に増やした。件数が増加しても正確に迅速に確認作業を行えるよう、社内研修も充実するよう努めた。

- 2) 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸入国による遵守状況を調査するため、各地域漁業管理機関の勧告に基づき提出された、①めばち・めかじき統計証明書、②くろまぐろ・みなみまぐろ漁獲証明書、を独自に開発したシステムにより入力・集計・分析し、また本システムの管理・運営を行った。

特にめばちとめかじきは、チャーター船による漁獲が増え、またそのチャーター国と漁獲船船籍国の組み合わせ（例、バヌアツ船ナミビア・チャーター）も変化し、チャーター船による漁獲と、その船籍国への輸出後に日本に再輸出されるもの（例、台湾籍船をソロモン諸島がチャーター、その後台湾に輸出され、台湾から日本に再輸出）が増加し、統計/再輸出証明書の組み合わせが複雑化している。これらに対応するため、入力および校正担当者の社内研修の充実に努めた。

- 3) 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸出国による遵守状況を調査するため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき提出された、①冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）、②冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）、③メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告書を、独自に開発したシステムにより入力・集計・分析し、本システムの改修・管理・運営等を行った。これら事後報告は今年度からの e-MAFF の導入に伴い、このシステムを利用する輸入業者が増えているが、従来通りの紙による事後報告と併せてデータを入力している。

冷凍まぐろ類の事前確認申請の水産庁への一元化に伴い、原産国が同一で日本への運搬船も同一の場合は、複数の漁獲船または蓄養場からの漁獲物を1件の事前申請として申請できるようになった。これにより、1件の申請に複数の「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式1）」が添付されるようになった。このため、「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）」の提出方法も変化した。これらに対応するため、入力・校正担当者の社内研修の機会を増やした。これにより、統計/漁獲申請書のない非証明書まぐろも含めた、冷凍まぐろ類の申請状況や実輸入量把握のためのデータの充実に努めた。

- 4) 水産庁が各地域漁業管理機関に提示する各種集計・データを所定の形式で作成した。また随時必要に応じて、各種テキストデータの抽出、資料作成、画像データの提出を行った。
- 5) 平成30（2018）年4月より一元化に伴い、水産庁において確認書を作成し発行することになった。輸入業者等が提出する確認申請書の記載内容から確認書発

行用データを作成し、これをもとに確認書を印刷するシステムを作成した。このシステムは確認書印刷のほかに、発行状況管理・申請内容の把握および分析を行うプログラムも併せ持っている。本年度も紛らわしい輸入業者名・輸入数量等の誤入力を防ぎ、正確なデータを作成するよう心掛け作業にあたった。また、この作業に当たるものの習熟度が増し、以前よりも短い時間でデータを作成できるようになった。

- 6) 一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構（以下 O P R T と略）は、輸入業者等から水産庁へ提出される事前確認申請書類のうち「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書（様式 1）」の入力業務を実施した。当該入力作業により作成したデータ等は、M Y T に提供した。また、マグロ漁船の船名の R F M O、I M O 等の登録状況をモニターし、O P R T 登録と照合のうえ、判別した変更に関連したデータを提供した。
- 7) 我が国へのまぐろ類輸入実態の迅速な把握を図るため、まぐろ類の輸入に関する事前確認制度の下で定められた「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式 2）」の提出状況をモニターし、毎月 1 回（中旬 16 日過ぎ）基準日（基本的に直前の火曜日又は木曜日のいずれか近い方）に提出期限を超過している件について、該当輸入業者等に通知し、迅速な提出を督促した。必要に応じ、業者側からの照会に対応した。
- 8) 台湾については、水産庁から日台間の協議結果の履行状況の確認とともに、漁船別・魚種別・製品形態別の実輸入量の速やかな提出が求められていることから、輸入事前確認の下で、実際に輸入されたまぐろ類について提出される様式 2 の漁船別、魚種別、製品形態別通関数量等を確認する作業を台湾産のまぐろ類について行った。

なお、疑念のある案件については速やかに水産庁に報告するとともに、必要に応じ、関連輸入業者等への照会を行った。
- 9) この事業で使用する機器・サーバ等の管理は、M Y T から（一社）漁業情報サービスセンターへの再委託として行い、業務完了報告を受けている。

エ 事業成果報告書の配付実績等

上記ウに関する業務内容は、定期的に集計処理した結果や報告書を作成して水産庁に提出した。

また、以下について成果物として提出するとともに、「CCSBT Catch Documentation Scheme…」以下 8 つのシステムについてはマニュアル、プログラム、ソースコードを別添 DVD も提出する。

- ・「マイト差入書」
- ・「輸入まぐろサーバ設定書」
- ・「CCSBT Catch Documentation Scheme 集計管理システムマニュアル」
- ・「ICCAT Bluefintuna Catch Document 集計管理システムマニュアル」
- ・「ICCAT めかじき輸入統計証明書集計処理システムマニュアル」
- ・「ICCAT めばち輸入統計証明書集計処理システムマニュアル」

- ・「一元化に伴う確認書用発行用データ作成システムマニュアル」
- ・「外国まき網船が漁獲した冷凍マグロ類に関する報告書システムマニュアル」
- ・「確認申請出力・管理システムマニュアル」
- ・「検量クン NE0 マニュアル」